

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

| |
|---|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法（4-11） |
| 根 拠 条 項：第9条の3第1項 |
| 処 分 の 概 要：獵銃等射撃指導員の指定 |
| 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 |
| <p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第12条（推薦等）、同第42条（獵銃等射撃指導員の基準）、同第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）</p> |
| <p>審 査 基 準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。</p> <p>なお、同規則に定める獵銃等射撃指導員の指定の基準中</p> <p>(1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政府の処分を指す。</p> <p>(2) 「相当な人格識見」とは、獵銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。</p> <p>(3) 「相当な知識」、「相當に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。</p> |
| 標 準 処 理 期 間：35日 |
| 申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全課 |
| 問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110） |
| 備 考： |